

## 目次

- 全ての保険証が来年3月末まで使えます 保険証有効期限切れの対応
- 資格確認書は保険者によって複数のパターン

### 1. 全ての保険証が来年3月末まで使えます 保険証有効期限切れの対応

今年12月1日で社保の保険証が有効期限を迎えます。政府は、今後はマイナ保険証または資格確認書のいずれかによって資格確認を行うことが基本になると案内していますが、当面の間は期限切れ保険証を持参してしまうなどの混乱も想定されます。

こうした状況への「暫定的な取り扱い」として、厚労省は以下を示しました（厚労省事務連絡「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について（周知）」11月12日付）

- 「有効期限切れの保険証」や「資格情報のお知らせ（※）」に記載されている被保険者番号等によりオンライン資格確認などを行ってよい  
※何らかの事情で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットで提示する目的で発行される書類。被保険者番号等が記載されているが、これ単体での資格確認は本来想定されない
- それにより確認できた負担割合を患者に求め、レセプト請求してよい
- この対応は2026年3月31日までとする

国保、後期高齢者医療でもすでに同様の対応がとられています。今回これに社保が加わったことで、加入している保険者によらず、来年3月末まで従来の保険証を用いて資格確認してよいこととなりました。患者さんの被保険者資格確認の際にはご留意ください。

### 2. 資格確認書は保険者によって複数のパターン

上記の連絡を行った通知の中で、資格確認書には保険者によって複数のパターンがあることも案内しました。通知で示されたのは以下の通りです。

#### 資格確認書のパターン

- プラスチック・紙等の材質がある
- 材質により、カード型・はがき型・A4サイズ型がある
- 電磁的な方法で交付されている場合がある（スマホなどで表示される）

同じ資格確認書でも患者さんが加入する保険者によって異なる外観や形状で提示される場合があります。こちらも資格確認の際にご留意ください。

【お問い合わせ】和歌山県保険医協会事務局 電話 073-436-3766

または、全国保険医団体連合会・社保審査対策部 電話 03-3375-5121